

男女共同参画に関する国際的な指数

HDI

(人間開発指数)
17位/188か国

2015年		
順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.949
2	オーストラリア	0.939
2	スイス	0.939
4	ドイツ	0.926
5	デンマーク	0.925
5	シンガポール	0.925
7	オランダ	0.924
8	アイルランド	0.923
-	-	-
17	日本	0.903

「長寿で健康な生活」「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測るもの。(平均寿命、1人あたりGDP、就学率 等)

GII

(ジェンダー不平等指数)
21位/159か国

2015年		
順位	国名	GII値
1	スイス	0.040
2	デンマーク	0.041
3	オランダ	0.044
4	スウェーデン	0.048
5	アイスランド	0.051
6	ノルウェー	0.053
6	スロベニア	0.053
8	フィンランド	0.056
-	-	-
21	日本	0.116

国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。(妊産婦死亡率、国会議員の女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別) 等)

GGI

(ジェンダー・ギャップ指数)
111位/145か国

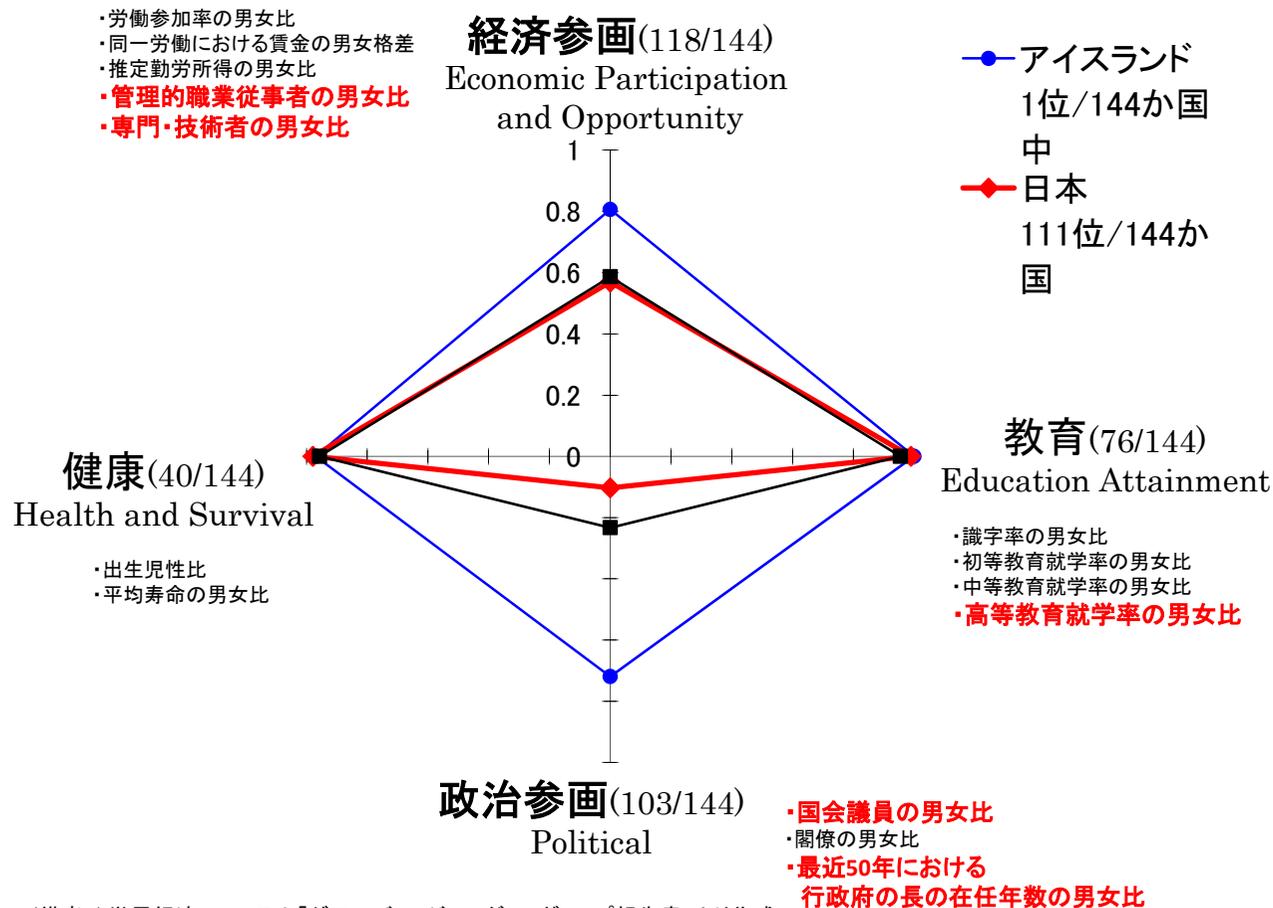
2016年		
順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.874
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.842
4	スウェーデン	0.815
5	ルワンダ	0.800
6	アイルランド	0.797
7	フィリピン	0.786
8	スロベニア	0.786
-	-	-
111	日本	0.660

経済、教育、保健、政治の各分野毎に各使用データをウェイト付けして総合値を算出。その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0が完全不平等、1が完全平等。

(備考) HDI及びGIIについては国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書」より、GGIについては世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より作成

ジェンダー・ギャップに関する指数・2016年

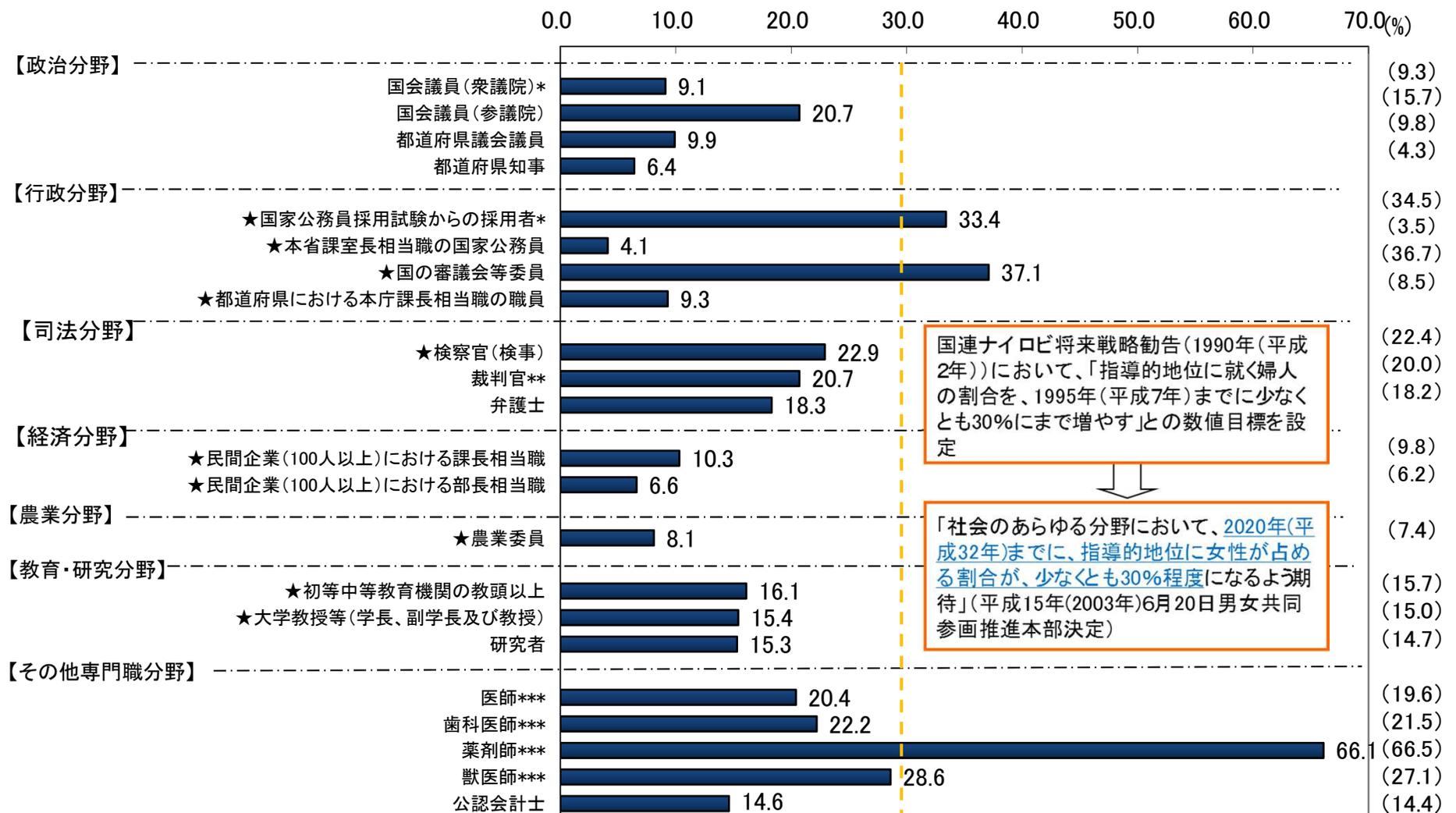
○ 各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数は、日本は144カ国中111位。



(備考1)世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より作成
(備考2)世界平均よりスコアが低い項目は赤字で記載

順位	国名	値
1	アイスランド	0.874
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.842
4	スウェーデン	0.815
5	ルワンダ	0.800
6	アイルランド	0.797
7	フィリピン	0.786
8	スロベニア	0.786
9	ニュージーランド	0.781
10	ニカラグア	0.780
13	ドイツ	0.766
17	フランス	0.755
20	英国	0.752
35	カナダ	0.731
45	アメリカ	0.722
50	イタリア	0.719
75	ロシア	0.691
99	中国	0.676
111	日本	0.660
116	韓国	0.649

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大



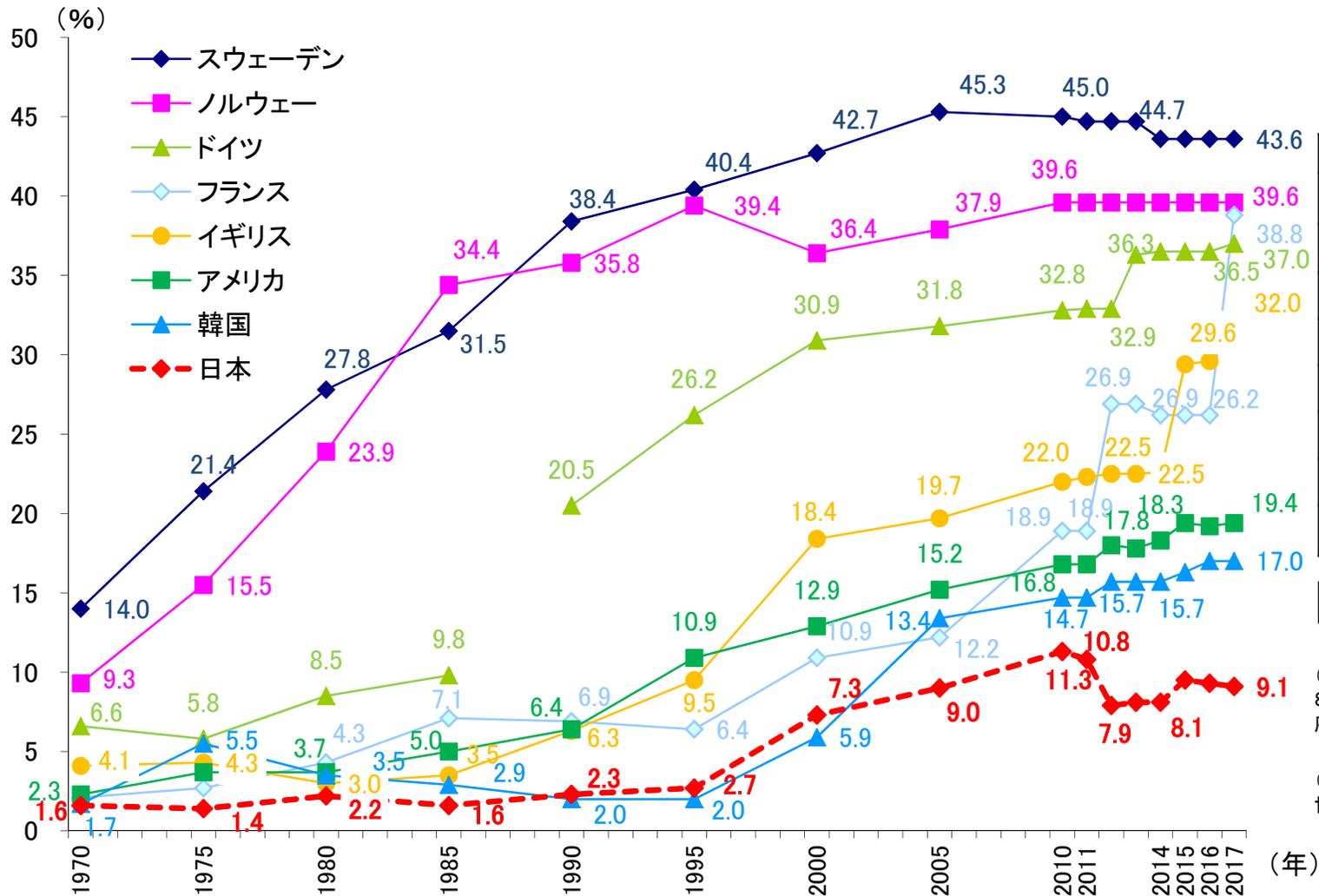
(備考1) 原則として平成28年のデータ。ただし、*は平成29年、**は平成27年、***は平成26年のデータ。

()は前回調査時のデータ。

(備考2) ★印は、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において当該項目が成果目標として掲げられているもの。

諸外国の国会議員に占める女性割合の推移

日本の国会議員に占める女性割合は上昇傾向にあるものの、先進諸外国との格差は大きい。



- (備考) 1. IPU資料より作成。調査対象国は2017年7月現在193カ国。
 2. 一院制又は下院における女性議員割合。
 3. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

G7各国における政治分野への女性の活躍促進策

○法令上のクオータ制

国名	選挙制度	下院におけるクオータ制	政治資金に関する制度
フランス	小選挙区 2回投票制	各政党の候補者数の男女差は当該政党の 全候補者数の2%以下とする	議員選挙(小選挙区制)では、男女の候補者の比 率の差が2%を超えた政党に対しては、制裁として 助成金を減額
イタリア	多数派プレミアム付比 例代表制(原則、非拘 束名簿式)	いずれの性の候補者も50%とする。候補者 名簿は男女交互に掲載。	一方の性が候補者の40%未満の場合、公的助成 の交付額を最大10%削減

※ この他の法令上のクオータ制としては、あらかじめ女性議員の比率を定めて議席を確保する議席割当制(例:ルワンダの上院で採用)がある

○政党によるクオータ制

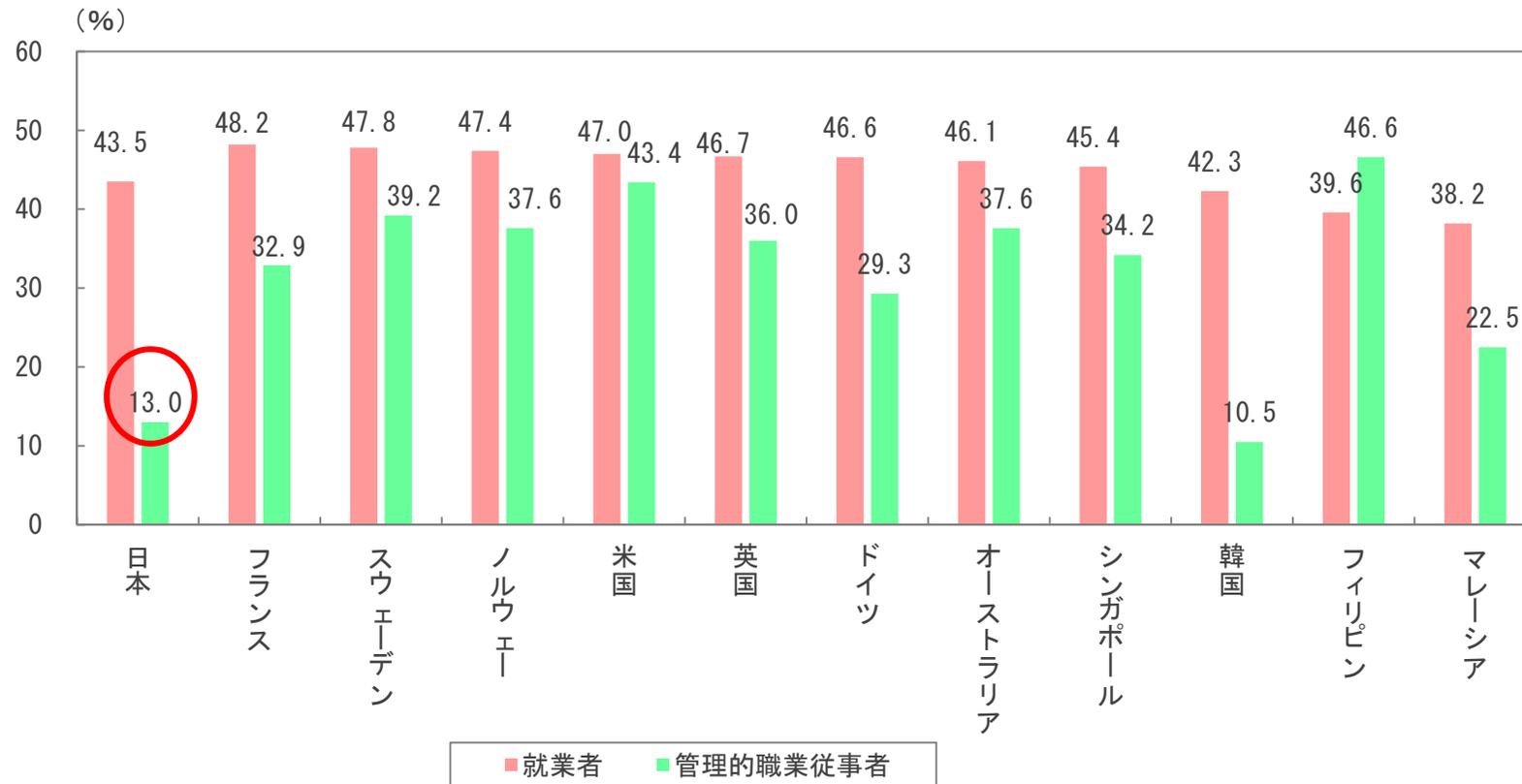
ドイツ	・1990年に候補者名簿に占める女性割合を25%以上とするクオータ制を導入。1994年には3分の1、1998年には40%と段階的に割当比率を高めた。(社会民主党)
イギリス	・隣接する2つの選挙区を一括りとみなし、一方の選挙区で女性、もう一方の選挙区で男性の候補を立てるツイン方式。(労働党) ・女性単独候補者制(引退議席の半分と、労働党が有利な選挙区のうち半分について、候補者を女性のみとする)を導入。(労働党)
カナダ	・議会の党候補者の3分の1を女性にする(自由党)

○その他のインセンティブ付与

米国	・民間の選挙支援組織による資金援助、女性候補者への投票の呼びかけ等 例:エミリーズ・リスト(民主党の女性候補者の支援) ウィッシュ・リスト(共和党の女性候補者の支援)
----	---

就業者、管理的職業従事者に占める女性割合(国際比較)

就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性割合は国際的にみても低い



- (備考)
1. 総務省「労働力調査(基本集計)」(平成28年), その他の国はILO“ILOSTAT”より作成。
 2. フランス, スウェーデン, ノルウェー, 英国及びドイツは2016(平成28)年, 米国は2013(平成25)年, その他の国は2015(平成27)年の値。
 3. 総務省「労働力調査」では, 「管理的職業従事者」とは, 就業者のうち, 会社役員, 企業の課長相当職以上, 管理的公務員等。また, 「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。